

平成23年度奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

平成23年7月26日（火） 10:00～11:30

2 開催場所

奈良県庁議会棟2階 第1委員会室

3 出席者

委員：平沢委員(会長)、寺澤委員(副会長)、野口委員、訓覇委員、播磨委員
松本委員、岩本委員、リングホーファー委員、岡下委員
事務局：影山くらし創造部長、堀川くらし創造部次長、吉田教育次長
正垣国際観光課主幹、土井障害福祉課長、増田長寿社会課長
岸岡こども家庭課長、太郎田女性支援課長、吉本保健予防課長
鍵田人権施策課長、廣瀬学校教育課長補佐、荒木人権・社会教育課長
浅田文化・教育課主幹、森協働推進課主幹

4 議題

- (1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について
- (2) 若者の人権意識調査について
- (3) その他

5 議事内容

議題(1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

◆ 事業報告の記載方法について

(リングホーファー委員)

事業報告書には、各事業にかかった費用、作成した配布物をどう活用したかを記載した方が良い。

(人権施策課長補佐)

今後は記載する方向で検討する。

◆ 沖縄の問題について

(リングホーファー委員)

この事業計画には沖縄の問題が入っていない。沖縄に対する差別はまだ残っており、県はどうお考えか。

(人権施策課長補佐)

国の基本計画に沖縄の問題は入っておらず、国の基本計画に基づいて作成した県の基本計画にも入っていないという状況。現在、県では沖縄に関する差別事象を把握していないが、そういうことがあるようなら取り組んでいかなければならないと思う。

(野口委員)

「国の基本計画の項目の中に入っていないので取り組まない」というような説明があったが、人権施策は、横並びではなく、「前へ積極的に進んでいく」ことが必要であり、「奈良県として何が必要なのか」ということを捉えてやっていく姿勢がないと前へ進まないのではないか。

◆ ユニバーサルデザインについて

(リングホーファー委員)

障害者の問題で、バリアフリーという言葉を使っているが、これからはユニバーサルデザインを使った方が良い。

(障害福祉課長)

県では、2010年3月に「奈良県障害者計画」を策定し、その中で、バリアフリーに関する取り組みが進む中、特定の建築物だけでなく、まちづくりにおける総合的な対策が必要だという認識を示している。そのうえで、誰でも快適で生活しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいて、生活環境の整備を推進するとともに、障害のあるなしに関わらず、すべての人が安全安心して生活し、社会参加できるよう、住宅建築・公共建築物等の生活空間のバリアフリー化を進めていく必要があると認識している。

バリアフリー化の中にもユニバーサルデザインという考え方を十分に意識しながら、コミュニケーション支援や情報提供などのソフト面、そして、公共施設（駅・道路・住宅等）のハード面、その両面からのバリアフリー化の推進が必要であると考えている。

(播磨委員)

県の政策の中にソーシャルインクルージョン（社会的包摂）という考え方があまり見受けられないように思う。バリアフリーといった少し小さなところで捉えられている気がするので、もう一度、ソーシャルインクルージョンという政策について深められた方が良い。

◆ 介護の事業所の指定について

(リングホーファー委員)

介護事業所は増えているが、マネジメントの問題意識が足りないし、事業所の代表の意識も金儲けのことばかり考えているところもあり低い。事業所に許可を与えるときには、代表にその資格があるかどうかも考えていただきたい。

(障害福祉課長)

利用者（障害のある人）に長く安心して利用していただけるような運営がなされていることが、事業所の認定の一つの条件になるかと思う。認可に当たっては、引き続き十分留意していきたい。

◆ 外国人児童生徒への日本語指導の推進について

(リングホーファー委員)

ニューカマーに対する日本語指導推進のためのテキスト配付が179部となっているが、それはいろんな年齢に合った内容であったのか。例えば、6歳のこどもに14歳のこどもと同じ教科書を使わせると学習意欲を失う。年齢別の教科書を多様なニーズに合わせて提供する

べき。

(教育次長)

日本語指導の必要な児童生徒の在籍する学校に、中国語・スペイン語・ポルトガル語のものを用意し、必要な部数を配布している。年齢別のものについては、文部科学省で作成しており、HPで紹介している。また、今年度、帰国・外国人児童生徒受入支援事業において、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒支援のための資料づくりを実施する予定。

◆ ホームステイ受入数について

(リングホーファー委員)

ホームステイ受入数が少ないが、どういう理由か。

(国際観光課主幹)

シルク財団が実施している事業に、ボランティア事業としてのホストファミリーの登録制度があり、現在は78家庭が登録している。その中で2010年度にホームステイ希望者とマッチングできた数が54人である。また、シルク財団での事業以外にも国際交流関係の民間団体でホームステイを受け入れているケースもある。

なお、ホームステイのマッチングについては、各家庭での対応可能言語などの受入条件が合う・合わないといった問題もあるが、今後、このホストファミリーの登録制度をさらに活発に利用していただけるよう進めていきたい。

◆ 外国人児童生徒に対する母語の教育について

(リングホーファー委員)

「在住外国人との共生社会を実現するため、県民と外国人が互いに相手のもっている文化・社会的背景を理解し、共に認め合う」と書かれているが、母語の教育に対する認識が低いように思う。日本語教育ばかりしていると、自分の国の文化・自分の国の言語に価値がないと思うようになってしまう。

(教育次長)

母語に対しての支援を、高等学校の中で措置している。委員のご指摘は、「母語教育というものをどのように学校現場の中で導入していくのか」という課題提起であったと受け止める。

◆ アイヌの人々について

(リングホーファー委員)

今の学生達はアイヌのことを学ぶ必要性を理解していないと思う。「もうアイヌの人たちへの差別はないだろう」、あるいは、「アイヌの人たちはもう存在しない」と思っている。アイヌの文化に関わる県の行事などもあってはいいのではないか。

(教育次長)

アイヌの人々の問題については、教科書等を通じての教育を進めている現状であり、人権教育研究会・高等学校研究会とも連携している。研究会等でできるかどうかを含めて検討したい。

◆ 民生委員の国籍条項の撤廃について

(リングホーファー委員)

民生委員の国籍条項の撤廃を要望する。

(平沢会長)

担当課が来られていないが、民生委員として外国人の問題に対応するというニーズが高まっている現状があるので、後日委員の方に回答をお願いします。

(地域福祉課 後日回答)

民生委員の国籍条項は、民生委員法第6条及び公職選挙法第9条により法で必要とされており、県としての独自対応は困難。

◆ ボランティア・NPO支援について

(播磨委員)

資料にいろいろな課題が書かれているが、NPOの力を借りないと実現できない問題ばかりであり、どのようにNPOをパートナーとして組んでいくのかということについて、ボランティア・NPOの支援についての仕組みを含め、しっかりとした政策を立てる必要がある。

(協働推進課主幹)

ボランティア・NPO支援については、2010年3月に「協働推進指針」を策定し、議会の承認を得て、全県的に推進しているという状況。今年度、「新しい公共」支援事業や、寄付金をいただいてそれを生かす「地域貢献活動サポート基金」などを行っている。NPO支援策については、助成を行っているだけでなく、場所の支援（片桐高校跡地）ということも検討するなど積極的に行っている。

(播磨委員)

政府のいう「新しい公共」は、経済成長路線であり、少子高齢化・人口減といった時代には、経済成長路線ではいけないと思う。これからは、環境や人権そして介護といったことに配慮する脱成長路線でなければならない。奈良県らしい「人に優しい成長路線」を選択していくことが「新しい公共」を進めるうえで大切かと思う。

◆ 知的障害の人たちへの支援について

(播磨委員)

特別支援学校を卒業したボーダーの人たちが地域にいっぱいおり、その人たちを地域で何とかできないものかと、特別支援学校の先生がたんぼぼの家に相談に来られる。是非とも県としての政策を打ち出していきたい。

◆ 性的マイノリティについて

(野口委員)

以前、『男女共同参画計画』の改訂の時に、私は「マイノリティの取り組みをすべきである」と強く主張したが、結果的に「その他の人権問題」という項目に含められた。「性的マイノリティの人権に奈良県として取り組むのだ」ということを明記することに意味があると思う。

(平沢会長)

最近、全国の人権の取り組みを見ていると、すでに学校教育段階でも、「性的障害の児童・生徒の人権を尊重しながら、人権教育にどう取り組むか」ということが、現実の課題としていろいろなところでその取り組みが行われており、自治体においても、職員研修やさまざまな職場環境作りの中で、性的マイノリティのことを重視する流れが広がっている。

現実に変化し、遙かに進歩しているという意味で、「現実の中でどうなっているのか」というところから問題が立てられ、奈良県としての人権施策が組み立てられると思う。

◆ 現実を把握したうえでの事業計画について

(寺澤副会長)

資料3「人権相談件数等の推移」において、県警における児童虐待に関する相談の件数や、市町村の人権擁護委員が扱った人権相談の件数が示されていない。行政として、生活現実をしっかりと見据えた施策になるよう、そのための意識調査や点検を実施し、現実を把握したうえで事業を計画していくようにしていただきたい。また、縦割り・制度割りの中で人権施策が展開されるのではなく、「人権」というトータルなものを念頭に置いて事業を計画していただきたい。

◆ 児童虐待対策について

(訓覇委員)

国も奈良県も児童相談件数は増加の一途を辿っている状況。県としては、奈良県児童虐待対策検討会の検討結果報告書を受けて、どのように児童虐待対策に取り組むのか。

また、虐待の防止にあたっては、「未然防止」が重要であり、これがおろそかだといつまでたっても虐待はなくなる。昨年度の事件でもあったように、乳幼児検診未受診者の方にいろいろな問題が発生している。妊婦との関わりをどうしていこうとしているのか、また、どのように要支援家庭の把握しようとしているのか。

(こども家庭課長)

児童虐待は、力の弱い子ども達に対する最も人権侵害の酷いものということで県も積極的に対応しており、桜井市での事件を受け、奈良県児童虐待対策検討会を設置している。

また、国の「安心こども基金」を活用し、2011年度当初予算で約1億6千万円の予算を確保して、虐待対策に取り組んでいる。

さらに従来への啓発は、市町村経由で行うことが多かったが、民間の事業所についても、民間団体に委託して積極的に啓発に取り組んでいるところ。

また、各検診事業において未受診である子どもや、未就学のこどもの対応が非常に難しいが、県では市町村に「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を推進しているが、この事業を効果的に実施するため、教材を作って市町村職員や民生委員等の訪問担当者を研修していくような取り組みを行っている。

◆ 中央こども家庭相談センターの改築について

(訓覇委員)

資料2「各分野別関連指標の推移」の表に、2010年度の一時保護児童延人員3,339人とな

っており、さらに一人あたりの保護日数平均1ヶ月にも上っており、今の定員12名の一時保護所では不十分。心に傷を負った専門的な対応を必要とされる子ども達もおり、そういったソフト面とハード面をどのように変えていこうとされているのか。

(こども家庭課長)

中央こども家庭相談センターは、来年度から本格的に改築を行っていく。改築後の一時保護所の定員については現在検討中だが、本県と同規模の近他府県では定員20人前後というところがあり、参考にしたい。また、トイレの整備や静養室を設置するなどして、機能を高めていきたい。

保護日数については、平均23日~1ヶ月と長くなっており、今年度から教育・学習専門の者(教職員OB)に来ていただき、ソフト面での対応を充実している。

◆ ソーシャルメディアについて

(播磨委員)

資料1の「事業実施状況及び事業計画」の中に「どう発信し、どう受け止めるのか」という考えがないのではないかと。人権をテーマにしたソーシャルメディアということこれから考えていく必要がある。単に、広報誌を送るだけではなく、人がどう受け止めているのかを捉えていくため、新しいICTを活かした人権施策を考えていく必要があるのではないかと。

◆ 人権の花運動について

(松本委員)

人権擁護委員は人権の花運動に関わっている。大和郡山市では、今年度幼稚園で咲いたミニひまわりの種を採り、お裾分けしていくことを考えている。どんどん輪が広がり、そのうち町が人権の花ミニひまわりでいっぱいになることを願っている。

議題2 若者の人権意識調査について

◆ 調査内容および調査項目について

(野口委員)

2008年度に実施した「人権に関する県民意識調査」との比較ということを考えて、「基本的に調査内容は大きく変えない」という考え方で、調査項目・選択肢を検討してきたが、「成人に聞く場合には適切であっても、若者に聞く場合にはリアリティがない」という質問については変更をした。

問2「自己イメージ」については、それぞれの回答者の人権意識の在り様を規定するものとして設定しており、前回の自尊感情、世間体意識というようなものに加えて、自分の性格を問うということで、「J. 話し好きなほうである」、「K. 傷つきやすいほうである」等の項目を付け加えた。

問4では、若い世代ということから、いじめについてリアルに体験しているのではないかと考え、「いじめの体験」について聞いた。

問12は、前回調査では「あなたのお子さんが結婚する時には相手に求めるもの」を聞く

質問だったが、今回は、「あなたがもし結婚するとした場合、結婚相手に求めるものとして重視するものはどれか」と本人の考え方を聞いた。

問 15 および問 16 では、「インターネット上の悪口やプライバシーを暴露するような書き込み」についてどのように捉えているかを若い世代にリアリティのある形で質問を設定した。

(播磨委員)

人権意識調査では「自尊感情」「自尊心を高める」という流れがあるが、今は「自尊心を高めるだけでいいのか」という疑問が出てきている時代。他にも「若い人が何を不条理として考えているか」ということも聞いて欲しい。成人の不条理と若者の不条理は違うのではないか。自尊心だけでなく、公共性、関係性の中の自分というものを若い人がどう意識しているのかを聞いていただきたい。

(野口委員)

「何を不条理とするか」等を具体的な質問とするのは、非常に難しいことで時間的にも厳しかったと思う。検討委員会に「若い人の感覚を掴んでいる方」ということで、高校の先生に入ってもらい、日常的に高校生と接している中でのご意見をいただいた。限りのある時間の中で検討を重ねた結果であり、ご理解いただきたい。

(平沢会長)

15 歳から 19 歳に焦点を当てて意識調査を実施するということは他府県にはあまりない。そう意味で、「奈良県として、先頭を走ってやってみる」という一つの良い事例になるのではないか。また、現在、「公共性」や「何を不条理と思うか」「定理と思うか」といった市民性のようなことに関わって、人権教育をもっと進めなければという議論が全体に高まっている。おそらく、次回このような調査をする際にはそういう観点から調査項目を設定して、もう少し時代に一歩進んだようなものを考える必要も出てくると思う。

議題3 その他 特になし

まとめ

(くらし創造部長)

「人権について考える」、「人権施策を進める」うえで、「画一的な考えで狭めるのではなく、広い視野で考えていくように」といったご意見をいただいたと思う。それについて、どのような対応ができるか、どうビルドアップさせていただくかを研究・検討していきたい。

また、インターネットの問題や被災地の放射能漏れによる風評被害の問題など、新たな問題も出てきており、視野を広げているんなことに着目していきたい。

本日、委員の皆様方からいただいたご意見を参考に、今後の取組を進めていきたい。

(以 上)